

専決処分について（十王中学校屋内運動場改築事業建築工
事の請負契約の変更について）

十王中学校屋内運動場改築事業建築工事の請負契約の変更について、
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかで
あったので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり
専決処分したから、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求
めるものとする。

令和 3 年 2 月 1 0 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、下記のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 6 日

日立市長 小 川 春 樹

記

令和2年9月28日議会の議決を得た十王中学校屋内運動場改築事業建築工事について、下記のとおり契約金額及び完成の期限を変更するものとする。

記

- 1 契 約 金 額 金 8 5 1 , 4 5 5 , 0 0 0 円
- 2 完 成 の 期 限 令 和 4 年 3 月 1 5 日